

確定申告をされる方へ

## 村の申告相談会で、職員と対面で申告相談をする方は 「マイナンバー」と「利用者識別番号」のご用意を！



問い合わせ▼税務課住民税担当(☎282-1711 内線1119)

### ◆利用者識別番号は、e-Taxで国税の電子申告をするために必要な16桁の番号です

平成31年2月12日(火)から始まる村の申告相談会で、所得税の確定申告をする場合は、個人番号(マイナンバー)に加えて、利用者識別番号が必要になります。村の申告相談会で所得税の確定申告を予定している方は、次の書類を申告相談会にご持参ください。※申告相談会の日程等は、「広報とうかい」(平成31年1月25日号)に掲載予定です。

▽前回の村の申告相談会で、電子申告開始届を書面で提出した方は、5～7月頃に税務署から送付された「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」

▽既に利用者識別番号をお持ちの方は、税務署から郵送される「確定申告のお知らせ」はがき

▽利用者識別番号をお持ちでない方は、事前に国税庁のホームページから取得した利用者識別番号の画面を印刷したものの写し ※当日、申告相談会場でも取得できます。

### ◆利用者識別番号の利用で、所得税の確定申告が便利に！

▽村から税務署への所得税の確定申告書の受け渡し方法が書面からデータ回線を利用した提出になり、還付までの日数が短くなります。

▽税務署に提出が必要だった添付資料が一部返却されます(控えと同様に5年間保存は必要)。

▽氏名・住所の記載、押印を省略できます。

▽マイナンバーの番号確認資料・本人確認資料(運転免許証等)は、提示のみで良くなります(写しの添付は不要)。

※1. 申告内容により、所得税の確定申告ではなく、村・県民税の申告が必要となる場合がありますので、必ず印鑑をご持参ください。村・県民税の申告には、利用者識別番号は必要ありません。

※2. 職員と対面申告相談を行わず、自ら作成した所得税の確定申告書を書面で提出する方は、利用者識別番号は必要ありませんが、マイナンバーの番号確認資料・本人確認資料の写しの添付が必要です。



太田税務署より 確定申告は簡単・便利な「e-Tax」で！  
IDとパスワードを入力するだけで、  
自宅のPCやスマホから申告できます！

問い合わせ▼太田税務署(常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171)

今までは、利用の際にマイナンバーカードとICカードリーダーが必要だった「e-Tax」。平成31年1月から、利用手続きが簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Taxで申告ができるようになります。ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができ大変便利です。

確定申告に便利なID・パスワードはお近くの税務署で、5分程度で発行を受けられます。取得がお済みでない方は、申告前までに、本人確認資料(運転免許証等)を太田税務署に持参の上、取得してください。

#### 【ID・パスワードを使った申告の流れ】

① 運転免許証(写しでも可)等、本人確認ができる書類を持って太田税務署へ



② 本人確認後、IDとパスワードを発行(所要時間約5分)



③ 自宅のパソコンやスマホから、e-Taxで申告